

重要事項説明書

(訪問介護サービス・訪問介護相当サービス(総合事業))

1 事業所の概要

利用事業所の名称	社会福祉法人静和会 訪問サービス城東はびすぽ
利用事業所の住所	静岡県静岡市葵区城東町34-14
管理者名	廣瀬 真由美
電話番号	054-207-7227
FAX 番号	054-207-9836

2 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態の高齢者に対し、適正な訪問介護を提供する。
運営の方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

3 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業者の職種	員数	職務の体制
介護福祉士	名	常勤 名、非常勤 名
介護職員初任者研修過程を修了した者		

4 営業時間

営業日	月曜日～日曜日(12月30日～1月3日は除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分までとする。 但し、利用者又はその家族からの希望により、営業時間外の訪問の必要性があった場合にはこの限りではない。

5 サービスの概要

(1) 身体介護

- * 食事介助…食事動作の見守り、一部介助、全介助、水分補給、服薬介助、食事の配膳、下膳、食前・食後の移動介助
- * 入浴介助…入浴時の見守り、一部介助、全介助、衣類着脱、洗髪、整容、髭剃り・入浴準備・片付け・入浴前後の移動。
- * 排泄介助…排泄時の見守り、トイレ・ポータブルトイレ誘導、ポータブルトイレ処理、失禁時の処理、尿器洗浄、オムツ交換
- * 清拭…全身清拭、上半身・下半身清拭、手足浴、清拭準備・片付け、衣類着脱、衣類交換、陰部洗浄、口腔清拭。
- * 外出支援… 歩行介助、車椅子介助。
- * 通院等…歩行・車椅子介助、バス・タクシー送迎、デイサービスの送迎など。

(2) 生活援助 (原則本人のみ)

- ◎ 買い物……食糧、日用雑貨、医薬品、衛生品、衣料等、薬取り。
- ◎ 調理……普通食・(刻み、半流動食等は相談) 下ごしらえ・味付け。
- ◎ 掃除……居室・トイレ・浴室・台所等の清掃。ベットメーカー、布団干し、ゴミ出し、衣替え。
- ◎ 洗濯……衣類の洗濯・乾燥・整理等。

(3) 介護相談…介護保険についての相談、利用サービスについての相談等。

6 料金 ①利用料金(介護保険適用分) おおよその自己負担分

《 身体介護 》

20分未満	163 単位	170 円
20分以上30分未満	244 単位	254 円
30分以上1時間未満	387 単位	403 円
1時間以上 1時間30分未満	567 単位	591 円
(以降30分増すごとに82 単位(85 円)が追加されます)		
生活援助加算(引き続き生活援助を行った場合の加算)	65 単位	68 円

《 生活援助 》

20分～45分未満	179 単位	187 円
45分以上	220 単位	230 円

《 訪問介護相当サービス 》

週1回	1176 単位	1,226 円/月
週2回	2349 単位	2,448 円/月
週3回	3727 単位	3,884 円/月

- *地域区分 6級地 1単位×10,42円
- *基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- *止むを得ない事情で、かつ同意を得て、二人で訪問した場合は、二人分の料金となります。
- *当事業所では、ヘルパーの指名制度は採用しておりません。
- *介護職員等処遇改善加算Ⅰ（24.5%）職員に対する加算です。
- *初回加算：新規利用者に対して、初回に実施するサービス提供責任者と訪問介護員が訪問した場合の加算です。（訪問介護相当サービスも同様） 208円/回
- *緊急時訪問介護加算：利用者、その家族等からの要請を受け、サービス提供責任者とケアマネジャーの連携による訪問（身体介護）をした場合の加算です。 104円/回

②交通費

利用者の居宅が、当核事業所の通常の事業実施地域外にある時は、交通費の実費をいただきます。（サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です）

- ① 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル未満 300円
- ② 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね10キロメートル以上 600円

③支払方法

地方銀行、信用金庫、農協、漁協等からの口座自動引き落としとさせていただきます。

《引き落とし日・毎月18日》

領収証の発行は、引落とし確認（毎月22日頃）以降となります。

7 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの提供を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡下さい。

連絡先	訪問サービス城東はびすぼ
電話	054-207-7227

- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、下記のキャンセル料を申し受ける事になりますので、ご了承ください。（但し、利用者の容態の急変など、緊急止むを得ない事情がある場合には、キャンセル料は無料です。）

- (3) キャンセル料

時間	キャンセル料
サービス利用前日まで	無料
当日ヘルパーが訪問した場合（連絡なし）	1500円（税別）

8 その他の費用

ケアプランに位置付けられた介護サービスであって、介護報酬支払限度額を超えたサービスを提供する場合は、介護報酬告示上の額の10割を頂きます。サービスを提供するために使用する消耗品、

水道、ガス、電気、電話等の費用はご負担いただきます。

9 情報開示

必要に応じ、診療情報提供書、医師意見書等を提出して頂く場合があります。
その際には居宅サービス契約書に準じ、プライバシーを保護致します。

10 苦情申し立て窓口

苦情窓口	ご利用時間…午前8時30分～午後5時30分 ご利用方法…電話：054-207-7227 相談：静岡市葵区城東町34-14 担当：廣瀬 真由美（管理者）
静岡県国民健康保険団体 連合会介護保険課	ご利用時間…午前9時～午後5時（平日） ご利用方法…電話：054-253-5590 FAX 054-205-3315
静岡市役所介護保険課	ご利用時間…午前8：30時～午後5時15分（平日） ご利用方法…電話：054-221-1377 FAX：054-221-1298 相談：静岡市役所介護保険課 14階
第三者委員	池ヶ谷 恵子（長田西地区民生委員・児童委員協議会 会長） 電話 054-259-0795 前田 修司（長田西地区民生委員・児童委員協議会 副会長） 電話 054-259-6471

11 第三者評価の実施の有無 当事業所では第三者評価の実施はしておりません。

12 緊急時の対応方法

【 対応方針 】

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等へ連絡いたします。

【 緊急時の連絡先 】

訪問サービス城東はびすぼ

054-207-7227

【 対応時間 】

午前8：30 ～ 午後5：30

（不在の場合は留守番電話となります。）

13 災害時の対策

天災、災害、事務所・設備の故障等、やむを得ない理由によりサービスの提供が困難になった場合、状況を見て訪問調整をしながら対応させていただきます。又、訪問中に強度な災害等の発生があった場合は、サービスを終了させていただき、職員は事務所へ帰社させていただきます。利用者を避難所等へ案内することが出来ない為、ご家族内でも話し合われる事をお勧めいたします。警報が出た場合は、原則、訪問は中止します。

14 訪問同行について

研修生や学生等の実習を受け入れている事業所の為、訪問に同行させていただく場合があります。ご無理な方は申しつけください。

- 15 ハラスメントについて
 身体的暴力、精神的暴力、ハラスメント等の行為が認められた場合には、サービスを中止
 させていただきます、支援関係者とサービスを検討させていただきます。
- 16 緊急性の高い（例：経済的虐待・身体的虐待（疑い））を発見した場合には、支援関係者と
 相談の上、必要時に通報させていただきます。
- 17 サービス提供中に万が一事故が発生した場合には、利用者のお住いの区役所、ご家族、居
 宅介護支援事業所、地域包括支援センタ等に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

年 月 日

(乙) 当時業者は、甲1に対する訪問介護サービス・訪問介護相当サービスの提供開始に当たり

甲1

甲2に

対して本書面に基ついて上記重要事項を説明しました。

(乙) 訪問介護サービス・訪問介護相当サービス事業者
 事務所所在地 静岡市葵区城東町34-14
 名称 社会福祉法人静和会 訪問サービス城東はびすぽ

説明者 氏名 印

(甲) この説明書により、訪問介護サービス・訪問介護相当サービスに関する重要事項の説明を受けま
 した。

(甲1) 利用者 住所
 氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所
 氏名 印